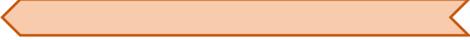


長崎市個別施設計画  
(公共建築物\_共通編)

令和3年3月

令和5年4月改訂





## 目次



1	計画の目的と位置付け .....	1
2	対象施設の策定単位 .....	3
3	計画期間 .....	3
4	対策の優先順位の考え方 .....	4
	(1) 公共施設の適正化方針 .....	4
	(2) 公共施設の適正配置基準 .....	4
	(3) 地区別計画 .....	4
5	長寿命化等の実施計画 .....	5
	(1) 継続保有の場合 .....	5
	(2) 用途廃止の場合 .....	6

## 1 計画の目的と位置付け

長崎市は、これまで人口増加に伴い、多くの公共施設を建設してきました。また、平成16年度及び17年度の近隣7町との市町村合併により、多くの公共施設を旧町から引き継ぎました。現在、これらの公共施設は老朽化が進み、今後これから一斉に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

今後は、急速に進行する人口減少・少子高齢化や財政状況等を踏まえながら、計画的に施設の更新や統合・廃止等を進めていくことが求められており、そのような背景から、本市が管理する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示すため、「長崎市公共施設等総合管理計画（平成28年2月策定）（以下「総合管理計画」という。）」を策定しています。

長崎市個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）は、「総合管理計画」に基づき、個別の施設単位あるいは施設分類単位で、施設の建替更新や廃止等の今後の方針を示し、施設を安全・安心で、次世代に大きな負担を残すことなく、次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直すことを目的として策定するもので、市域をまちの成り立ちや地形、交通網、人口などをもとに17の地区に設定し、地区の事情を考慮して策定する「地区別計画」と並び、本市の公共施設マネジメントの実施計画として位置付けています。

**(上位計画) 長崎市第五次総合計画**

これからの長崎市がめざす将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を明らかにしたもので、すべての市民と行政にとって共通のまちづくりの指針となるもの。



**(行動計画) 長崎市公共施設等総合管理計画**

本市が管理する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示す計画



**長崎市公共施設の適正配置基準**

行政サービスのあり方とそれを提供する施設配置の基本的な考え方を示すもの

**長崎市公共施設保全計画**

公共施設の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るため、保全に関する取組事項を示すもの



**地区別計画**

用途ごとの基準を、地区でくくり、地区ごとの将来の公共施設のあり方を示すもの

**個別施設計画**

用途又は個別施設ごとの具体の対応方針を示すもの

## 2 対象施設の策定単位

個別施設計画は、「総合管理計画」及び「長崎市公共施設の適正配置基準（令和5年4月策定）（以下「適正配置基準」という。）の施設分類に基づき策定します。なお、公共建築物のうち学校、市営住宅及びインフラ施設については、別途作成の施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を適用します。

本共通編の対象となる個別施設計画の策定単位は以下のとおりです。

### <策定単位>

市民活動等施設	商業振興施設
コミュニティ活動施設	水産業振興施設
自主学習・研修施設	農林業振興施設
スポーツ施設	図書館
レクリエーション施設	博物館等
保育所・幼稚園	ホール型施設
放課後児童クラブ	観光施設
学校給食施設	平和施設
母子生活支援施設	市営宿泊施設
子育て関連施設	ながさき暮らし体験施設
障害者支援施設	港湾施設
保健施設	本庁舎・地域センター等
健康増進・入浴施設	その他事務所
火葬場	消防施設
墓地等	職員住宅
流通拠点施設	

## 3 計画期間

総合管理計画が2029年度までであることから、本計画の計画期間については、終期を2029年度に合わせ、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、社会情勢等によって公共施設等を取り巻く環境は、変化し得るため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

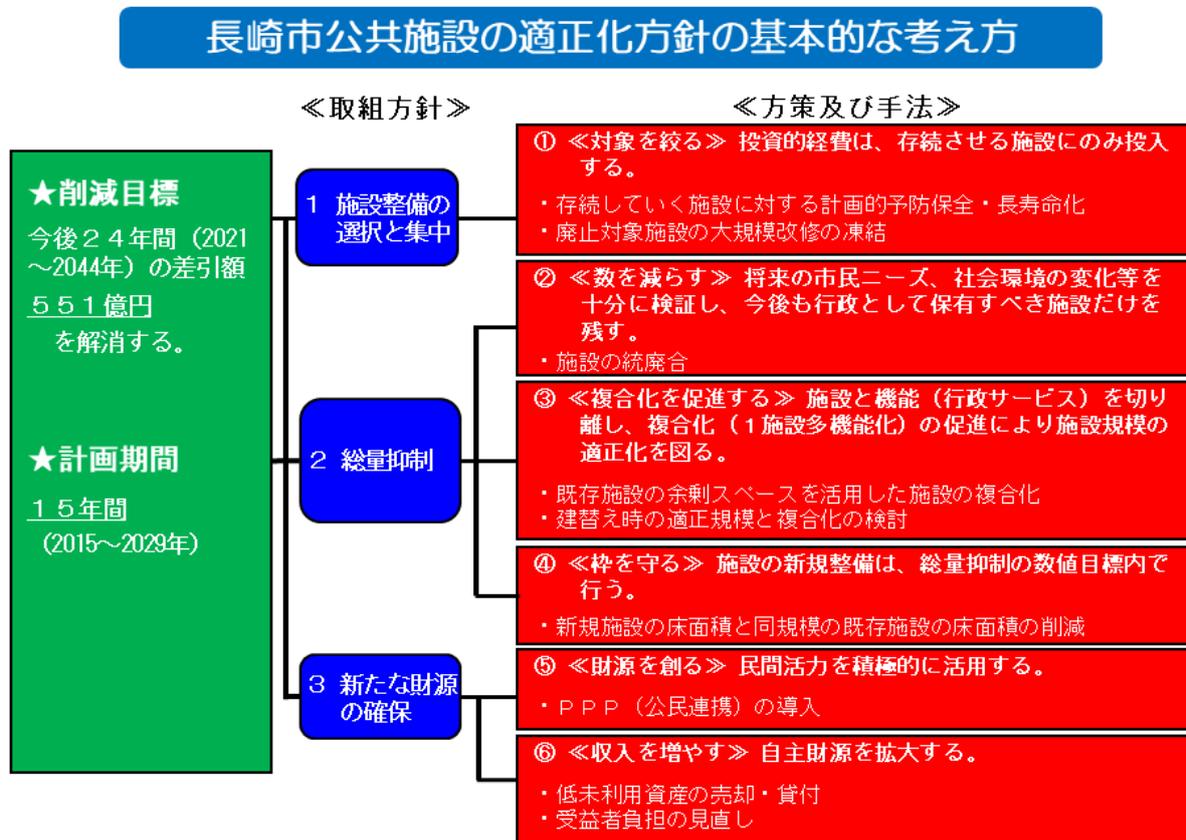
## 4 対策の優先順位の考え方

個別施設計画では、「長崎市公共施設マネジメント基本計画」に基づく各種方針・基準等との整合を図りながら、総合的に優先順位を判断することとします。

### (1) 公共施設の適正化方針

長崎市では、これからも暮らしやすいまちであり続けられるよう、次世代に大きな負担を残すことなく、次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直すために、公共施設マネジメントに取り組むこととしており、以下の「公共施設の適正化方針の基本的な考え方」を定めています。

優先順位の検討にあたっては、この基本的な考え方に基づき改修・更新費用等の縮減を図る必要があります。



### (2) 公共施設の適正配置基準

長崎市では、行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方と、2040年の予測人口が約33万人という将来の長崎市の姿を見据えて、行政サービスの方向性と、それを提供する施設の配置の数や場所などを示した「適正配置基準」を策定しています。

優先順位の検討にあたっては、同基準の考え方と整合を図る必要があります。

### (3) 地区別計画

地区別計画は、長崎市公共施設マネジメントの実施計画として、将来の長崎のまち



る上で重要となる部分を「保全主要部位」として選定します。

	対象部位	具体例	更新周期
建築	屋根	屋上防水	20年
	外部仕上げ	外壁、シーリング	20年
電気設備	受変電	配電盤、変圧器、コンデンサ	30年
	非常電源	自家発電装置、静止形電源装置	30年
	防災	自動火災報知装置	20年
	中央監視	監視制御装置	15年
	昇降機	エレベーター	25～30年
機械設備	空調	冷温水機、冷却塔、パッケージエアコン	15年
	給排水	給水管、排水管	30年
		ポンプ	15年
	消火	屋内消火栓、配管	30年
		ポンプ、スプリンクラー	20年
防災	排煙ファン	25年	

※「長崎市公共施設保全計画」（平成27年3月策定）より抜粋

## (2) 用途廃止の場合

用途廃止を検討している施設については、大規模な改修は行わず、廃止までは安全性を確保できる必要最低限の維持管理とします。

長崎市個別施設計画  
(公共建築物 共通編)

令和3年3月  
令和5年4月改訂  
長崎市

【問い合わせ先】

長崎市理財部資産経営室

電話:095-829-1412

FAX:095-829-1248

Email:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp